



定年退職者の方

定年に係る退職時の手続きと流れ

## 60歳で定年を迎え、 再雇用で勤務を継続する場合

### 基本的に特別な手続きは不要です

再雇用等で65歳まで継続して勤務し、再雇用条件等が大きく変わらない場合、手続きは不要です。勤務時間が大幅に少なくなった場合、給与が下がった場合など手続きが必要になる場合もありますので、まずは勤務先にご確認ください。

### 60歳で定年を迎え、再雇用で勤務を継続する場合の流れ

- ✓ **会社と再雇用に関する雇用条件等を話し合い、再雇用契約を締結します**  
雇用条件等は、就業規則等で定められている場合もありますので、会社にご確認ください。

- ✓ **雇用保険の手続きが必要かどうか以下を確認します**  
被保険者が60歳に到達した日において被保険者期間が5年以上あること  
(60歳以後に被保険者期間が5年以上になった場合は、その時点で要件を満たしたことになります。)  
賃金が、60歳到達時賃金の75%未満であること  
賃金が支給限度額未満(2022年8月1日現在364,595円)であること

- ✓ **上記に当てはまる場合「高年齢雇用継続給付金」の手続きを行います**  
高年齢雇用継続基本給付金を受け取るには申請書類だけでなく、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿又はタイムカードなどもハローワークに提出する必要があります。

被保険者が自分で揃えられる資料ではないため、会社側で手続きをするのが一般的です。手続き方法については、お勤めの会社でご確認ください。

医療費を10万円以上お支払いの方におすすめ  
-医療費控除支援サービス-

新サービス登場！



年間  
医療費 **10万円以上**

※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%

**支払っていませんか？**

支払った医療費が10万円を超えていれば  
確定申告の医療費控除で医療費が返ってくる可能性があります！

[詳細はこちら](#)